令和4年 2022年 9月号

弁護士法人 今津法律事務所 IMAZU LAW OFFICES 東京都千代田区 大手町 1-6-1 大手町ビル8階

ECサ

リの最終確

画

血

2 03- 5224- 3235 info@imazulaw.com

常養土法人今津法律事務所 心よりお礼申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、 ます。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。 今年2回目のニュースレターをお届け致し 弁護士

いと思われる制度等について、Q& 法律事務所ではよく利用するもの 一般の方にはあまり馴染みがな とが可能です。これが職務上請求 と呼ばれるものです。 には、戸籍・住民票を取得するこ

戸

住民票の職務上請求による取得につい

求について取り上げます。 そもそも、一般の方が、ご自身

A形式でご紹介したいと思います。

今回は、戸籍・住民票の職務上請

Q 職務上請求は、一般の方が請

求する場合と何が異なりますか。

る場合」などに該当すれば、原則と 己の義務を履行するために必要があ ことはできるのですか。 住民票を取得することが可能です。 して、一般の方でも、他人の戸籍・ 他人の戸籍・住民票を取得する 「自己の権利を行使し、又は自 定の請求用紙を使用します。請求 頼者様からの委任状も不要です。 れない場合がほとんどです。ご依 を取得することが可能です。 にあたって、資料の提出は求めら そのため、迅速に戸籍・住民票

かにする必要があります。 存在することを、資料によって明ら 弁護士や司法書士などは、受任 どのようなものですか。 戸籍・住民票の職務上請求と

している事件・事務に関して必要が

時

ただし、そのような正当な理由が A 職務上請求により取得した戸 戸籍・住民票の写しを、依頼者が Q 見せてもらうことはできますか。 職務上請求により取得された

あるなどの一定の要件を満たす場合 ることもできません。 ならないとされており、お見せす ても、 籍・住民票は、ご依頼者様であっ 正当な理由なく交付しては

拠として提出し、誰でも閲覧できる 訴訟記録となった場合は、ご依頼者 ただし、戸籍・住民票を訴訟で証

方が請求する場合とは異なる、所 A 職務上請求の場合は、一般の 事務とは無関係な、調査のみのご依 任している事件・事務に関して必要 所に依頼することも可能ですか。 がある場合に認められているもので A い場合は、その調査のみを法律事務 Q 頼には応じることができません。 職務上請求は、あくまでも、

かによって戸籍・住民票が取得され 通知されることはありません。 場合、本人に通知されるのですか。 の登録を事前に行っていれば、何者 Q た事実等は、本人に通知されます。 もっとも、本人が、本人通知制度 原則としては、役所から本人へ 他人の戸籍・住民票を取得した

今津 泰輝 プリ内課金のある) アプリ等に関係 12条の6)が新設されました。 この改正は、ECサイトや、

そのため、受任している事件・ 他人の相続関係や住所を調べた

> その具体的な内容をご紹介します。 施行されています。本コラムでは、 するもので、本年6月1日より既に

引渡し・提供時期、⑤申込みの撤 要のある事項は、①分量、②販売価 回・解除に関する事項、⑥申込期間 格・対価、③支払の時期・方法、④ ついての広告における表示事項(特 く表示」などとして表示されること 最終確認画面で表示すべき事項 (⑥は定めがある場合のみ)です。 このうち、②~⑥は、通信販売に 最終確認画面において表示する必 「特定商取引法に基づ

判断されるおそれがあります。 次のような場合は、法令違反と

クすることにより契約の申込みが完 られている申込みボタン等をクリッ 事業者が、消費者に対して、最終確 における契約の申込み等について、 インターネットを利用した通信販売 - することとなる画面)において、 定の事項を表示する義務 令和3年特定商取引法改正では、 (消費者がその画面内に設け (特商法 途表示しなければならないとい が、最終確認画面においても別 が う点に注意が必要です。 一般的です。)と重複します

◆最終確認画面での表示方法

を明らかにする表示がない場合

販売の申込み段階における表示 表しています。 についてのガイドライン」を公 ついては、消費者庁が、「通信 同ガイドラインによれば、 最終確認画面における表示に

も定められています。同ガイド ラインの内容も踏まえますと、 画面において、人を誤認させる 妨げられないとされています。 該事項を明確に表示する方法も きるようなリンク表示等を行 することが望ましいが、状況に 則として、表示事項に係る全て ような表示をしてはならない旨 い、かつ、当該リンク先等に当 応じて、消費者が明確に認識で の説明を最終確認画面上に表示 また、改正法では、最終確認 原

における表示事 みを確定する」などではなく、 ・最終確認画面において、 の部分でも「申込み」であること ンが表示されており、 「送信する」「次へ」などのボタ 画面上の他

・一部の表示事項を、離れた箇所 に下の箇所)に表示している場合 (申込みを確定させるボタンの更

費者に取消権が発生します。 認して契約を締結したときは、 庁等による是正措置の指示等の対 象となり得るほか、②消費者が誤 いて違反があった場合、①消費者 最終確認画面における表示につ 達反があった場合のペナルティ 消

なっているかどうか見直しておか 行っている事業者様においては、 トの運営やアプリのリリース等を も多いと思われますが、ECサイ 前述のガイドラインに掲載されて れることをお勧めいたします。 いる例も踏まえて、適切な表示に 確認画面の表示になっている場合 従来から改正法に適合した最終

いと思いますので、お楽しみに!

IJ 務局便

ます。この点は、電気通信事業者以外の事業者にも幅広く適用される点に注意が必要です。

(民事訴訟手続のIT化等。

※ニュースレター6月号でご紹介しました。

・電気通信事業法改正(サードパーティークッキーに関する規制が設けられることが注目され

ような、免責の範囲が不明確な条項は無効である旨定められたことに注意が必要です。

消費者契約法改正(事業者の努力義務が拡充されるなどした他、いわゆるサルベージ条項の

た経済安全保障推進法や、こども家庭庁設置法などの他、次の法律・法改正も成立しました。

(侮辱罪の法定刑の引上げ、懲役・禁固を「拘禁刑」へ一本化など。

令和4年6月15日に閉会した通常国会では、ニュースなどで取り上げられることが多か

事ニュース〜令和4年通常国会で成立した法律・法改正〜

大規模リノベーション完了 ~大手町ビルラウンジ~

当事務所が入居している「大手町ビ 1958年に竣工し、数年前か 大規模リノベーション工事が行われて した。本年5月に工事が完了 ラウンジやテラス、屋上に ラボ」がオープンし

7階フロアの中央部分に、ビル就業者 が自由に使うことができるラウンジがで 飲食も可能なので、事務局は、昼休 よく利用しています。今は少し ですが、これからの季節には、丸の内 りを一望できるテラスも、リフ ュに最適です。次回は、緑あふれる -スや農園スペースが整備 スカイラボをご紹介させていただ

規模の大小を問わず、多くの企業のお客様が、弊所を顧問弁護士事務所としてご依頼くださっています。契約書や社内規則の作成・修正、コンプライアンスに関するご相談、訴訟 紛争対応など、ご遠慮なく、info@imazulaw.com 又は代表電話(**2**03-5224-3235)へご連絡頂ければ幸いです。発行日: 令和4年9月20日 発行元: 弁護士法人今津法行地:東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル8階 当レターがご不要である方は、大変お忙しいところ恐れ入りますが、info@imazulaw.com へご連絡頂ければと存じます。 発行元: 弁護士法人今津法律事務所 所在